

みんなでやろうよ！ワンヘルス宣言事業者実践事業補助金公募要領

1 事業の目的

福岡県ワンヘルス推進基本条例（令和３年福岡県条例第１号）第１６条の規定に基づき、ワンヘルスの推進に取り組む旨を宣言し、県が登録した事業者（以下、「ワンヘルス宣言事業者」という。）がワンヘルス未来会議から県に対し提案された６つの身近なワンヘルスの取組（みんなでやろうよ！ワンヘルス宣言事業者実践事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表１）を踏まえ、地域と一体となって行う実践活動を支援することで、県民一人ひとりが自分ごととしてワンヘルスに取り組むことを目的とします。

2 交付対象者

交付対象者は、ワンヘルス宣言事業者とします。

※ 次のような場合は、交付の対象外となります。

- ・暴力団又は暴力団員
- ・暴力団員が事業主又は役員である者
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 補助内容（要綱第３条関係別表２）

（１） 補助対象経費

補助対象経費は、ワンヘルス未来会議から県に対し提案された６つの取組を踏まえ、ワンヘルス宣言事業者が実施する「地域と一体となって行うワンヘルスの実践活動に関する事業」に要する経費とします。

※ 次のような場合は、交付の対象外となります。

- ・補助事業と同一内容の事業について、県又は他の公的機関から補助金の交付若しくは委託を受けているとき、又は将来補助金の交付若しくは委託を受けることが確定しているとき
- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費
- ・光熱水費、通信費、従業員の人件費及び旅費など、日常的に発生する経費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得る備品、設備の購入等に要する経費
- ・上記のほか、知事が本補助事業の目的として適当でないと認める経費

（２） 補助率

補助対象経費の２分の１以内

（３） 補助限度額

１事業者につき３０万円以内

(4) 事業期間

令和8年度～令和10年度まで（単年度事業）

4 募集期間

1次募集 令和8年7月17日（金）～令和8年8月21日（金）（必着）

※対象事業期間は交付決定日～令和9年3月31日までとします。

5 応募申込み

(1) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 申請者調書（様式第1号の2）
- ③ 役員名簿（様式第1号の3）
- ④ 事業計画書（様式第1号の4）
- ⑤ 暴力団排除に係る誓約書（様式第1号の5）
- ⑥ 補助対象経費に係る根拠資料（見積書等）

(2) 提出先

福岡県保健医療介護部ワンヘルス総合推進課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL：092-643-3622 FAX：092-643-3697

MAIL：onehealth-business@pref.fukuoka.lg.jp

(3) 提出方法

メールまたは郵送

6 審査

申請書類について、以下の審査項目及び評価基準に基づき審査会において総合的に判断し、交付を決定します。

○取組意欲

- ・未来会議の提案内容を踏まえた、具体的で、実行性が高い計画となっているか
- ・課題認識（事業の必要性）と解決策（補助事業）が論理的につながっているか

○実現可能性

- ・事業スケジュールに無理がなく、期間内に遂行できるものとなっているか
- ・日常的にかつ継続的に取り組めるものとなっているか

○地域への波及効果

- ・事業計画を遂行することにより、地域一体となったワンヘルスの取り組みが期待で

きるか

- ・他事業者の取り組みの参考になるか

○費用対効果

- ・事業計画の目標を達成するために、効果的な補助金投入になっているか
- ・申請金額（内訳含）は過大な金額となっていないか

○独創性・先進性

- ・創意工夫の特徴があるか
- ・先進的で意欲的な取り組みであるか

なお、審査に関するお問い合わせには一切応じられません。

7 交付決定の通知

交付決定は下記を目安にお知らせする予定です。応募状況により前後することがありますので予めご了承ください。

○1次募集の決定通知予定日：令和8年9月上旬

8 実績報告手続、補助金の交付

（1）実績報告

補助事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は補助金交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出して下さい。

① 実績報告書（様式第5号）

添付書類：事業実績書（様式第6号）、事業の内容を明らかにする資料（写真等）

② 消費税仕入控除税額報告書（※消費税等相当額が明らかな場合）（様式第7号）

③ その他知事が必要と認める書類

- ・経費の支出を確認することができる資料の写し

（見積書※、仕様書※、発注書、納品書、請求書、銀行振込受領書 等）

※ 交付申請時に提出した内容から変更がない場合は、再度の提出は不要です。

- ・導入設備等の写真

（2）補助金の交付

- ① 福岡県は、実績報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助対象経費の実支出額の2分の1と交付決定額のいずれか低い額により、補助金の額を確定し、補助事業者には「令和○年度みんなでやろうよ！ワンヘルス宣言事業者実践事業補助金確定通知書」（様式第8号）を送付します。

- ② 補助事業者は、上記通知の受領後、福岡県に「みんなでやろうよ！ワンヘルス宣言事業者実践事業補助金精算（概算）払請求書」（様式第4号）を提出してください。

※ 補助金の支払いは原則精算払いです。補助事業に要する経費は、一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払いを済ませていただく必要があります。

ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いを行うことも可能ですので、事前にご相談ください。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、交付決定通知後に要綱に従って事業を実施していただきます。

特に、以下の項目については遵守をお願いいたします。守られない場合は、交付決定の取消及び補助金の返還指示を行う場合があります。

- ① 補助事業の内容・経費を変更しようとするとき、又は補助事業を中止・廃止しようとするときは、事前に申請し、承認を受けること。
- ② 報告書、請求書等の書類の提出は遅滞なく行うこと。
- ③ 補助事業に要する経費の経理処理については、支払いに関する見積書・仕様書・発注書・納品書・請求書及び銀行振込受領書等を整備し、当該事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ④ 必要に応じて行う現地調査に応じること。

10 ワンヘルス応援サイトへの投稿について

補助事業の終了後、実施状況について、県が運営する「みんなでやろうよ！ワンヘルス応援サイト」への投稿をお願いいたします。投稿の際は以下の手順に沿って手続きを進めてください。

【投稿の流れ】

- ① メールアドレス登録（仮受付） ⇒ ② メール内の URL より入力・送信（本受付）

手順	操作内容
1. 仮登録	別途通知する URL にアクセスし、規約に同意後、メールアドレスを入力して「送信する」ボタンを押してください。
2. URL 確認	登録したメールアドレス宛に投稿用 URL が届きます。 ※メールが届かない場合は迷惑メールフォルダをご確認ください。 ※URL には 24 時間の有効期限があります。
3. 入力	メール内の URL を開き、必要事項を入力してください。 ・タイトル、画像、コメント、カテゴリ、名前、メールアドレス ※入力が終わったら「入力を確認」→「投稿する」ボタンを押してください。
4. 完了	「投稿申請が完了しました」と表示されたら手続き終了です。

1 1 事業の流れ

項 目	時 期	備 考
補助金申請	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）～ 令和 8 年 8 月 2 1 日（金）	提出先：福岡県保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課 ※締切日必着。
審査	令和 8 年 8 月下旬	
交付決定通知	令和 8 年 9 月上旬	※応募状況により前後することがあります。
事業の実施	交付決定後	※交付決定日が事業開始日となります。
実績報告	事業完了した日から 1 月を経過した日 又は補助金交付の決定のあった年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日。	※実績報告書の提出が早ければ、それだけ額の確定通知～補助金の支払いが早まります。
額の確定通知		
精算払請求		※額の確定後、遅滞なく請求を行ってください。
補助金の支払い		
事業の状況報告		※知事の要求があった場合は速やかに報告してください。

1 2 お問い合わせ

福岡県保健医療介護部ワンヘルス総合推進課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

〇お問い合わせは下記質問フォームにて受け付けております。

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=NxG57mQQ>

お問い合わせはこちら⇒



○詳しくは福岡県 HP まで

[/contents/one-health-zigyousya.html](#)

福岡県 HP はこちら⇒

